

# 景観形成ガイドラインの 策定について

## 目次

- 1 景観形成ガイドラインとは
- 2 景観形成ガイドラインのイメージ
- 3 スケジュール

## 1 景観形成ガイドラインとは

### ○ 立川市景観条例における記載（第8条）

（景観形成ガイドライン）

- 第8条 市長は、景観計画に基づき、良好な景観の形成を推進するため  
の指針（以下「景観形成ガイドライン」という。）を定めることができる。  
2 市長は、**景観形成ガイドラインを定めようとするときは、あらかじめ  
景観審議会の意見を聴かなければならない。**

### ○ 立川市景観計画における記載（88頁）

（1）景観形成ガイドライン

景観条例に基づいて、「景観形成ガイドライン」を策定します。

**ガイドラインは、景観計画の方針や基準などについて、わかり  
やすい解説を図るとともに、より具体的な配慮事項などを示すことにより、  
実際の協議の場での合意形成に活用を図ります。**

### 景観形成ガイドラインの目的

景観計画における『景観形成基準』を絵や写真等の事例を用いて解説し、  
市民、事業者等が適切に理解し、具体的にイメージできるものとする。



## 2 景観形成ガイドラインのイメージ

A4版フルカラー40頁  
(A3版で5枚、両面刷の中綴じ)

窓ロにて無料配布する

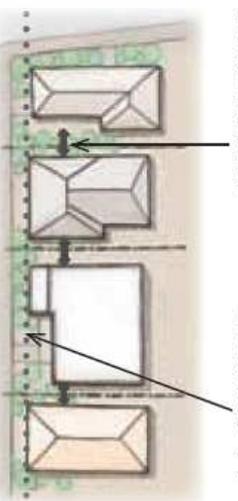
### 【解説例1】配置

基準)

隣接する建築物の壁面の位置を考慮するなど、周辺との連続性に配慮した配置とする。



壁面位置を統一する



- 通り沿いでは、壁面の位置を整えるよう配慮しましょう。
- 適切な隣棟間隔となるよう配慮しましょう。

### 【解説例2】屋外設備

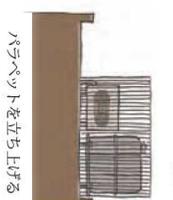
基準)

屋根や屋上に設備などがある場合は、建築物と一体的に計画するなど周辺からの見え方に配慮する。



＜屋上設備の配慮の例＞

ルーバーで覆う



パラペットを立ち上げる



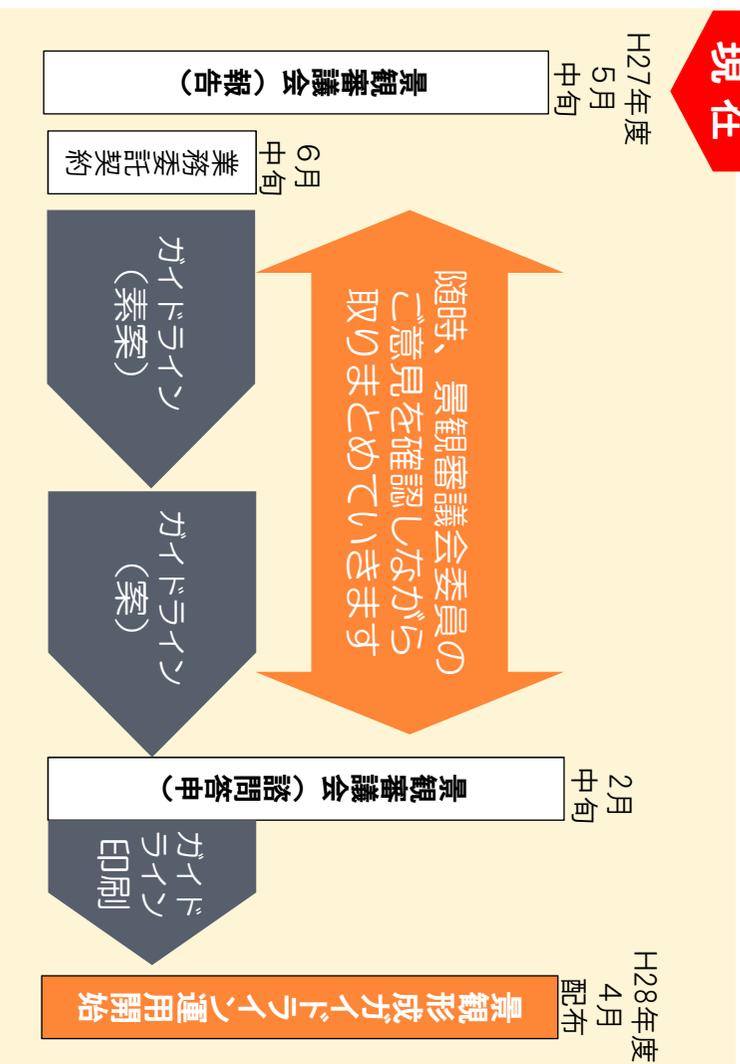
パラペットを立ち上げて屋上の設備機器を  
目隠した事例



5

## 3 スケジュール

現在



6